

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和40年2月10日徳島県規則第5号）第3条第1項第5号に掲げる機船船びき網漁業につき、徳島県漁業調整規則第10条第1項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	機船船びき網漁業	操業区域の1	4月1日から6月15日まで及び12月15日から1月31日まで	50馬力又は143kW以下の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	10トンから20トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	20	県内に住所を有する者
2	さより船びき網漁業	共同漁業権共第96号及び97号の漁場区域のうち漁業法第152条第2項に規定する瀬戸内海以外の海域	12月1日から4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内 ただし、瀬戸内海機船船びき網漁船との兼用を認める。	5トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内 ただし、瀬戸内海機船船びき網漁船との兼用を認める。	18	県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月20日から同年6月20日まで

別記 操業区域

1 次の甲、イ、ロ、ハ、ニ及び乙を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域。

- 甲 阿南市椿町通称平床西北端（トンゴロウ碇）
- イ ロとホを結んだ直線と甲から 179 度 30 分の直線との交点
- ロ 阿南市椿町通称門碇から 179 度 30 分、600 メートルの点
- ハ 阿南市椿町通称門碇から 179 度 30 分、300 メートルの点
- ニ ハから阿南市椿町通称黒神最高頂見通し線と乙から 179 度 30 分の直線との交点
- ホ 阿南市椿町通称シリカ碇から 174 度 30 分、200 メートルの点
- 乙 阿南市椿町通称黒髪西端